大阪府内 DV 被害者支援連携体制イメージ図

～被害者の身近な行政主体である市町村との連携・市町村への支援～

DV 被害者支援の特徴
・通常、ステージごとに居所が変わる
　＝支援のつなぎが不可欠
・ステージに応じて優先される支援が異なる
・地域での生活を支える制度や施策のほとんどを市町村が実施責任を負っている

ステージA. 加害者と同居

加害者とともに暮らしている

ステージB. 一時避難

まさに家を出て役所に相談に来た、身内・知人宅に避難中、一時保護中など

ステージC. 加害者と別居

加害者と別居し、新しい生活を始めている（賃貸住宅、身内宅で生活、中長期施設に入所など）

府 DV 相談支援C[個別支援]

大阪府女性相談センター

一時保護依頼・連携

子ども家庭センター
ＤＶＣ　（６ヶ所）

ステージA.
・相談または相談機関の紹介
・専門的な相談
・情報提供
・コンサルテーション

ステージB.
・相談または相談機関の紹介
・一時保護の実施
　保護中の生活の安定
　今後の生活に向けた支援
　関係機関調整
　カウンセリング
　法律相談
・保護命令申立て支援
・コンサルテーション

ステージC.
・相談または相談機関の紹介
・情報提供
・再度の保護命令申立て支援
・証明書の発行
・婦人保護施設入所
・アフターケア、継続相談
・コンサルテーション

連携・協働
カンファレンス

市町村：被害者にとって身近な行政主体

[市町村 DV 担当窓口]
～全市区町村に設置
（主に人権・男女主幹課大阪市 24 区･堺市 7 区）
＊コーディネーター機能

【市町村 DV 相談支援センター：３か所】
大阪市・吹田市・堺市

【DV 担当者】
市配置女性(婦人)相談員等

女性センター、児童福祉担当課、生活保護担当課、高齢介護担当課・障がい福祉担当課等

ステージA.
・身近な相談窓口
・DV の発見
・継続的支援
・カウンセリング（主に女性センター）
・子育て支援
・情報提供
・見守り（市町村児童虐待防止ネットワークなど）
・一時保護の相談
・緊急時における安全の確保
・高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法
など

ステージB.
・身近な相談窓口
・緊急時における安全の確保
一時保護中の支援
・同席面接
・今後の生活の場の確保
・母子生活支援施設利用手続き
・その他施設（救護施設・障がい・高齢施設等）利用手続き
・住宅扶助(生活保護)
・医療（生活保護・国保証の取り扱いなど）
など

ステージC.
・身近な相談窓口
・自立に向けた継続的支援
・生活保護
・国民健康保険
・住民基本台帳の閲覧制限支援措置
・保育所への入所
・児童手当て、児童扶養手当て
・子育て支援
・予防接種、検診
・母子寡婦福祉施策
・母子生活支援施設利用
・その他施設（救護施設・障がい・高齢福祉等）利用
・小中学校の修学手続き
・介護サービス、障がいサービスの手続き、利用
・就労支援
・カウンセリング（主に女性センター）
など

府 DV 相談支援C[地域支援]

大阪府女性相談センター

府子ども室
家庭支援課

府生活文化部
男女参画・府民協働課

市町村への支援・職務関係者の研修・広域的な施策等
・「大阪府 DV 対応マニュアル」の作成・配布
・市町村ＤＶ相談担当者新任研修の開催
・市町村 DV 相談担当者ブロック別連絡会、研修会の開催
・DV 被害者の地域支援養成者講座の開催
・シンポジウム「地域実践からＤＶ被害者支援を考える」の開催
・府内配偶者暴力相談支援センター連絡会議（府・市 DV 相談支援センター、府家庭支援課、男女参画・府民協働課）
・堺市女性相談員との連絡会
・ＤＶに関する関係３機関（府警本部、地方裁判所、府・市 DV 相談支援センター）事務打ち合わせ会
など

国の基本的方針～都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を提示

■都道府県～被害者の支援における中核としての役割
・一時保護等の実施　・市町村への支援
・職務関係者の研修等の広域的な施策の実施

■市町村～身近な行政主体としての施策の推進
・相談窓口の設置　・緊急時における安全の確保
・地域生活における関係機関との連絡調整　・継続的な自立支援